

令和8年9月1日

長与町議会議長 安藤 克彦

研修報告書

長与町議会議員研修要綱第7条第2項の規定により、次のとおり公表します。

1. 研修名（主催者） 委員長研修会（長崎県町村議会議長会）

○講演 「委員会の運営について」

講師 元全国町村議会議長会議事調査部参与 赤羽 正法 氏

2. 研 修 日 時 令和8年8月4日（火）13時30分～15時30分

3. 研 修 場 所 長崎県市町村会館（長崎市）

4. 研 修 目 的 議員の資質向上および議会の活性化に資するため

5. 所 見 （記載は議席番号順）

【岡田 義晴 議員】

本研修会は、「委員会の運営について」と題して、元全国町村議会議長会議事調査部参与の赤羽正法氏を講師に迎え、約2時間の講演であった。長年にわたる経験に裏付けされた豊富な知識と洞察力をもって各種の委員会のあり方や問題点を指摘された。講演の内容を大きく「組織」と「運営」とに分けて懇切丁寧に説明を頂いた。まさに新人議員に説明するかのようになり、一から教えて頂き、各種の委員会の特性や問題点を再確認する機会となった。中でも多くの事例を紹介して頂き、一つ一つの回答と説明を分かりやすく説明して頂いた。同時に「地方議会運営の実務」〇〇ページと案内があったが、生憎、持参しておらず、「委員会運営」の講演にも係わらず、準備の段階で失念したことは、大いに反省すべきであると思う。

「地方議会運営の実務」の指示されたページを改めてしっかりと読み、内容を理解し、各種の委員会の運営に真摯に取り組みたい。

地方自治法などを根拠とする説明は、標準会議規則を読み解く鍵であることを明らかにすると同時に行政実例をさらに理解を深めることに大いに役だった。普段なかなか意識して条例などの「上位法」との関係性をみない傾向になりがちだが、これを大いに反省し、法令などに対してもっと深く理解し、自分の中に落とし込む努力をするべきと感じている。今回の講演を機に自宅にある法令集を再度読み解くよう努力をし、引いては、このことが議員としての住民サービスへの一助になれば幸甚である。明日からもまた日々精進を重ねていきたい。

【安部 都 議員】

講演は、「委員会の運営について」と題し、赤羽氏にご教授頂いた。先ず初めに、

1. 「委員会とは」

- 案件を専門的、能率的に審査するために設けられた議会の内部機関
- 本会議の予備的審査機関、調査機関として、付託された議案・請願等を審査、調査
- 条例で常任委員会、議会運営委員会、特別委員会を置くことができる。と定められている。

2. 「常任委員会とは」

議会が当該地方公共団体の事務に関する調査及び議案、請願等の審査を行わせる委員会、

- ①調査権 ②議会からの付託による法 100 条に基づく調査 ③議会からの付託による法 98 条に基づく検査 (2 審査権などがある。)

3. 「議会運営委員会とは」

議会運営全般について協議し、意見調整を図る場として設置する委員会である。

- (1) 調査権 →→①議会の運営に関する事項 ②議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 議長の諮問に関する事項について取り扱う

- (2) 審査権 →→付託された議案や請願等を審査する

4. 「特別委員会とは」

■ 特定の事件を審査するために設置する委員会である。

- 議会の議決で置く ○権限 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議

されている間在任する。 ○議長は、特別委員にならないのを原則とする。

5. 「委員長・副委員長とは」

- 委員長、副委員長の互選等 各 1 人を置く ○委員会で互選する
- 委員長、副委員長がともにないときは、議長が委員長の互選を行わせる。(指名か投票推薦か)

互選に関する職務は、年長の委員が行う。 ○任期は、委員の任期による。

- 辞任は、委員会の許可が必要だ。 その他、委員長議事整理権や秩序保持権などがある。

6. 【運 営】 「議会等の委員会付託とは」

○本会議中心主義の議会は、議案は本会議で審議するが、必要な時は、会議に諮って委員会に付託する。委員会中心主義の議会では、議案は議長権限で委員会に付託する。

- 請願は、議長権限で委員会に付託する ○資格決定の要求・懲罰の動議は、委員会に付託しなければ決定できない。

「招集とは」 ○委員長が招集する 委員長は開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知する。○委員定数の半数以上の者は、委員長に委員会の招集を求めることができる。

「定足数・質疑・連合審査会・委員でない議員の発言・委員の派遣・表決・審査期限と継続審査と審議未了・発言の取消しと訂正・公聴会の開催・参考人からの意見聴取・議長と委員会・除斥・請願・陳情の審査・委員会終了後の処置・その他」についてのご教授を頂いた。

7. 「総括」

日頃、毎定例会ごとに通常施行している内容ではあったが、より深く細かい詳細まで学ぶことができた。どの議会も通常とは異なった分からないことに直面した際、良くある質問として事例を挙げて、説明いただいたことは、更に深く熟知することができたと思う。災害等の場合

の開会の日の変更が、令和 4 年に改正され、「災害その他やむを得ない事由により困難と認めるときは、開会日を変更することができる」ことは、新たに認識することができた内容だった。昨今、本町では、請願・陳情の審査がめっきり減少したと思う。請願は、すべての住民も外国人も提出することができる「国民の基本的権利の一つ」として保障されたものである。が余りにも縛りが厳しい何かがあり、提出できる機会が住民が逃れているようなら、議会の門戸を開け萎縮しないよう広い意味での審査体制が必要だと考える。「含意の実現について、議会是最善の努力をするべき政治的・道義的責任を負う。」と謳っている以上、住民の民意を汲むよう努力をしていかなければならない。これからも、住民のためにより良い議会であるために、更に精進していきたい。

【金子 恵 議員】

今回の研修を通じ、委員会は議案を審査するだけでなく、調査を重ね、その結果を政策提言や事務改善につなげていく重要な場であることを改めて感じた。

特に、委員長には公平な議事運営だけでなく、各委員が意見を出しやすい雰囲気をつくり、議論を深めていく役割がある。委員長の判断や進め方によって、委員会の内容も変わってくるため、責任の重さも感じた。

今後は、議会事務局とも十分に連携しながら、委員の意見を引き出し、所管事務調査の成果を具体的な提言につなげられるよう努めていきたい。

【山口 憲一郎 議員】

委員会とは、案件を専門的、能率的に審査するために設けられた議会の内部機関、本会議の予備的審査機関、調査機関として、付託された議案、請願等を審査、調査。条例で常任委員会、議会運営委員会、特別委員会を置くことができる。とされている。それぞれの委員会の進め方について研修を受けた。講師の説明、資料についてもわかりやすく理解ができた。本町議会でも常にやっていることですが、改めて再確認することができ勉強になった。

【堤 理志 議員】

1. 研修の概要

地方自治体を取り巻く課題が複雑多様化する中において、議決の質を担保し、執行機関に対する監視機能を実効化させるためには、本会議の予備的審査機関である「委員会」の適正な運営が不可欠である。特別委員会も含め委員会運営における法理の正確な解釈と、不測の事態における機動的な対応力は、議会制民主主義の根幹を支える課題といえる。

本研修は、実務上の指針となる法的根拠を再確認し、高度な判断が求められる事例への対応能力を向上させる意義、目的と拝察した。

2. 委員会の組織的定義と権限の構造

委員会は、議案等を専門的・能率的に審査するために設置された議会の内部機関である。単なる補助組織ではなく、実質的な議論の主戦場であり、ここでの審査の質が議会全体の意思決

定の正当性を左右する。

権限の構造と実務への適用

委員会には地方自治法第 100 条（調査権）や第 98 条（検査権）等の強力な権限が付与されているが、実務上、以下の法的限界を正しく認識する必要がある。

- 「委員会」という合議体の権限： 資料提出要求等の権限は「委員会」という機関に与えられたものであり、議員個人が単独で行使できるものではない。審査に必要な資料は、委員会としての決定を経て執行機関に求めるべきである。
- 審査の質の向上： 権限行使の目的は単なる情報収集ではなく、専門的見地から執行部を質し、本会議での形骸化した議論を回避することにある。これが議会によるチェック機能の最大化に直結する。

3. 委員長および副委員長の職務権限と責任

委員長の役割は、議事整理と秩序保持である。

委員長は、委員会の招集、開会・閉会の宣告、発言許可、さらには可否同数時の「裁決権」を有する。

リスク管理：職務代行と「事故」の解釈

不測の事態における審議の継続性確保のため、以下の体制が標準委員会条例等で定められている。

- 副委員長の代行： 委員長に事故があるとき、または欠けたときは副委員長が職務を行うが、副市長、副町長とは違い委員長を補佐する役割ではない。
- 「事故」の具体的判断（レアケース）委員長が議場に在席していても、「声が出ない」等の理由で物理的に議事進行が不可能な場合は、法的に「事故があるとき」とみなされ、副委員長が職務を代行する。
- 年長委員による互選：委員長・副委員長がともに欠ける場合は、年長委員が臨時に職務を行い、互選を速やかに進める必要がある。
- 等々。

4. 議事運営の実務と機動的な例外対応

定型外の事態やレアケースへの対応力が、議会の権威と信頼を維持する要諦。

複雑な議事運営の法理

1. 議運は全会一致が慣例とされるが、法的には過半数での決議が可能である。ただし、実務上は「内容」に踏み込みすぎず、円滑な進行のための「ハンドリング」に徹するべきである。
2. 連合審査会の運用： 複数委員会に関連する案件では連合審査会を開催できるが、採決はあくまで付託を受けた委員会が個別に行う 必要がある点に注意を要する。
3. 発言の取消し・訂正： 会期中であれば本人の申し出または委員長の命令により取り消せるが、閉会後は改めて委員会を開催し、手続きを踏む必要がある
4. 等々。

災害等による緊急対応（町村議会の特例）

災害等のやむを得ない事情により、あらかじめ告知した日に会議を開けない場合、招集権者は日程の変更が可能である。

- 告示期限の差異： 地方自治法第 101 条第 7 項により、町村における招集告示は「3

日前」まで（市は7日前）と定められているが、緊急時はこの期限によらず柔軟な対応が認められる。これは、有事における意思決定の正当性と安全確保を両立させるための合理的配慮である。

5. 公正な審査の担保と事後処理の手続き

議会の公正性を対外的に示すため、利害関係の調整と適切な手続きの完遂が求められる。

公正性の追求：除斥制度の運用基準

審査の客観性を担保する「除斥」は、本人および二親等以内の血族等（配偶者、子、父母等）が直接利害に関わる場合に適用される。

- 実務上の留意点：請願の「紹介議員」であること自体は、直ちに除斥の理由とはならない。公正な審査を妨げない範囲を見極めることが、議員の参画権を守ることに繋がる。

請願・陳情の審査

市民の意思を反映させる請願・陳情は、以下で処理される。

受理と区別： 憲法上の権利に基づく「請願」（議員の紹介が必要）と、法的保護の程度が異なる「陳情」を区別して受理する。

6. 総括および所感

本研修を通じて、委員会運営の細部に至る法理と実務上の解釈を体系的に再整理することができた。特に、権限の主体が個別の議員ではなく委員会という合議体にあることや、災害時や身体的事由による例外規定の具体的運用は、今後の実務において重要な示唆を与えるものである。

研修の結び

議会運営、委員会運営、委員長の権限と役割のほか、レアケースへの対応実例が詳細に説明され、あらためて議会制民主主義の重みと想定外の対処が求められた場合の基本的なスタンスを学ぶ機会となった。

【西岡 克之 議員】

氏は神奈川県綾瀬市議会事務局長を振り出しに主に議会事務局を中心に勤務なされ、最後は、全国町村議会議長会議事調査部参与にまで務めた議会事務局のエキスパートで、講義の内容も現場に即した説明で非常に理解が進んだ。

本町では委員会制度を取り入れているので委員会運営については興味があったが、解りやすかった。

例を挙げれば、請願・陳情は当たり前のように審査していたが、憲法16条に認められている国民の権利だと改めて認識した。この用に委員会での審査にしても原理原則を踏まえて認識をあらたにした。講義に使ったレジュメは大事に参考書のように使わせていただこうと思っている。

【安藤 克彦 議員】

地方自治法や会議規則における委員会の位置づけについて、法的根拠を踏まえながら詳しく学ぶことができた。委員会は議案を専門的かつ実質的に審査する場であり、議会の政策形成機

能や監視機能を支える重要な役割を担っていることを改めて認識した。特に、議長と議会運営委員会、常任委員会それぞれの権限や役割、相互の関係についての解説は大変参考になった。議長は議会全体を代表し、公正・中立な立場で議事を整理する。一方、議会運営委員会は円滑な議会運営のための協議・調整を担い、常任委員会は専門的・実質的な審査を行うなど、それぞれが異なる役割を果たしながら議会運営を支えていることを再認識した。

また、委員長には公平・中立な議事運営が求められ、委員一人ひとりも十分な事前準備を行い、活発な議論を重ねることが、住民の負託に応える質の高い委員会運営につながることを学んだ。さらに、講演で使用された資料は、地方自治法と標準会議規則の関係条文が分かりやすく整理されており、委員会運営を理解する上で大変実用的な内容であった。今後も手元に置き、議会活動の中で折に触れて活用したいと感じた。

6. 欠 席
竹中 悟 議員